

筑北村保育園の利用等について

平成27年4月1日より「子ども・子育て支援新制度」が始まり、村の保育園の利用について、保育時間及び利用負担金（以下「保育料」という。）などの事項についてお知らせします。

1. 利用可能時間

- ① 保育標準時間（11時間） 午前7時30分～午後6時30分
- ② 保育短時間（8時間） 午前8時30分～午後4時30分

*原則的な保育時間の午前8時30分～午後4時30分は変更ありません。

2. 延長保育時間（最大延長時間）

- ① 保育標準時間（11時間）
 - ア 午前7時～午前7時30分
 - イ 午後6時30分～午後7時
- ② 保育短時間（8時間）
 - ウ 午前7時～午前8時30分
 - エ 午後4時30分～午後7時

3. 保育料

- ① 3歳以上児・・・「無料」
- ② 3歳未満児・・・「基準額表に基づき徴収します。」（*基準額表改正）

階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	村民税非課税世帯	7,100	7,100	0円	0円
第3階層	(1)村民税均等割課税	10,400	10,300	0円	0円
	(2)所得割課税額 48,600円未満	12,900	12,800	0円	0円
第4階層	(1)所得割課税額 48,600円以上 64,700円未満	20,800	20,400	0円	0円
	(2) " 64,700円以上 80,800円未満	25,200	24,800	0円	0円
	(3) " 80,800円以上 97,000円未満	29,500	29,100	0円	0円
第5階層	(1) " 97,000円以上 121,000円未満	32,700	32,200	0円	0円
	(2) " 121,000円以上 145,000円未満	36,000	35,500	0円	0円
	(3) " 145,000円以上 169,000円未満	37,400	36,900	0円	0円
第6階層	" 169,000円以上 301,000円未満	38,800	38,200	0円	0円
第7階層	" 301,000円以上 397,000円未満	40,200	39,600	0円	0円
第8階層	" 397,000円以上	41,600	41,000	0円	0円

4. 延長保育時間の延長保育料

- | | | |
|---------------|---|-------------------|
| ① 保育標準時間 | } | 午前7時～午前7時30分 |
| ② 保育短時間 | | 午後6時30分～午後7時 |
| ③ 3歳未満児の保育短時間 | | の時間帯に保育を実施した場合は |
| ④ 緊急延長保育 | | 下記の基準額票に基づき徴収します。 |

- * 緊急延長保育とは、急を要する場合です。
- * 延長保育を利用する場合は、申請書を提出して下さい。

保 育 時 間		1人	2人	3人
午前7時～7時30分・ 午後6時30分～7時までの30分間	通常	1,400円	2,100円	2,450円
	緊急	500円	750円	875円
午前7時～7時30分と 午後6時30分～7時までの1時間	通常	2,800円	4,200円	4,900円
	緊急	1,000円	1,500円	1,750円

5. 給食費（変更なし）

- ・ 3歳以上児・・・ 現行どおり（日額200円徴収）
 - ① 翌月休む場合は、前月15日までに申請があれば、休む日数分の徴収はしません。
 - ② インフルエンザ等出席停止となった場合は、①に関わらず、その日数分は徴収しません。
- ・ 3歳未満児・・・ 保育料を徴収するため、給食費は徴収しません。

6. 多子世帯への軽減

3人以上の子どもがいる世帯への保育料軽減措置として、第1子全額、第2子半額、第3子以上は無料とします。（子どもとは、満18歳に達する日以降最初の3月31日までの者をいう。）・・・（県に準ずる措置）

* 村では、3歳以上児は、保育料を無料としているため、3歳未満児に適用します。

（例）第1子が小学生、第2子が保育園年長、第3子が保育園未満児の場合
第3子の未満児については保育料が無料となります。

7. 一時保育

現行どおり実施しますが、保育料については、1時間当たり500円を徴収します。

8. 支給認定通知および認定証の交付

在園児については、3月中に保育園を通じて、また、新入園児については、郵送により交付します。